

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人純美禮学園が設置する各学校(滋賀短期大学・滋賀短期大学附属高等学校・滋賀短期大学附属幼稚園・滋賀短期大学附属すみれ保育園)及び法人本部事務局に勤務するすべての職員が仕事と子育てを両立することができるよう必要な雇用環境を整備することによって、その能力を十分に発揮できるようにするために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

○ 子育てを行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子どもの出生時における父親の休暇及び子どもの看護のための休暇について周知徹底と啓発を図り、取得の促進に努める。

[目標を達成するための方策と実施時期]

・令和2年4月～ 「学校法人純美禮学園の育児休業等に関する規程」

の周知を図る。

・令和2年4月～ 上記規程の内容について、新採用者研修及び事務

連絡会で周知を図る。

○ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 所定外労働を削減するため「ノー残業デー」及び変形労働時間制について検証を深め、より働きやすい職場環境を構築する。

[目標を達成するための方策と実施時期]

・令和2年4月～ 制度の実施における検証及び改革検討

・令和3年4月～ 制度の検証、検討を踏まえた実施